

第11回 多可町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

と き：R2.4.13（月） 16:30～

ところ：役場 大会議室

【対応内容】

○認定こども園、学童保育

- ・5月6日(水)まで、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請する。
- ・認定こども園については、日割り計算により、後日返還する。

○多可町役場における、在宅勤務について（兵庫県目標：出勤者最低7割減）

- ・県からの出勤者7割減の要請については、総務課で勤務シフトについて検討する。
- ・在宅勤務は、セキュリティー等の課題もあるので調整が必要。

○多可町余暇村公園におけるゴールデンウィーク中の開園について

- ・大型遊具及び複合遊具については、4月29日(水)から5月6日(水)までの間、利用禁止とする。（スカイローラー、複合遊具）
- ・ブランコ等の小型遊具については利用可とする。

○新型コロナウイルス感染症の影響による、お金・仕事・受託など生活に悩まれている方への相談窓口の開設について

- ・相談窓口を開設する。窓口については、ふくし相談支援課に「相談室」を編成する。
- ・各課における各種助成・補助制度等取りまとめ、情報を集約する。

○町ぐるみ健診について

- ・アスパルでの集団健診については延期する。
- ・医療機関での個別健診は5月6日(水)まで中止する。